

2022年9月30日  
丸紅新電力株式会社

## 九州電力送配電株式会社サービスエリアにお住まいのお客さま

### 1. 特別措置の対象地域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の全市町村（注）  
（注）離島等供給約款の適用地域を除く

### 2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日※1の延長

2022年8月（支払期日が9月17日以降のものに限る。）、9月、10月および11月  
料金計算分の電気料金の支払期日を1か月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災日が属する料金計算月の次の6か月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使  
用されなかった月の電気料金を免除します。

（3）工事費負担金※2の免除

2023年3月末日までの間、家屋再建のための工事費負担金を免除します。

（4）臨時工事費※2の免除

2023年3月末日までの間、臨時に電気を使用される場合には、臨時工事費を免除し  
ます。

（5）基本料金の免除

電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、2023年3月末日までの  
間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（6）諸工料※2の免除

2023年3月末日までの間、引込線、計量器などの取付位置の変更を行う場合には、  
それに伴う諸工料を免除します。

※1：支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2：工事費負担金、臨時工事費および諸工料とは、お客さまへ電気を供給するために施設される設備に  
かかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

以上

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。

